



CCSBT-CC/2210/07

**Corrective Actions Policy:
Review of Indonesia's and South Africa's Corrective Action Plans**
**是正措置政策：
インドネシア及び南アフリカによる是正措置計画のレビュー**

1. CCSBT's Corrective Actions Policy (CPG3)

CCSBT 是正措置政策 (CPG3)

CCSBT's Corrective Actions Policy (CPG3) sets out a framework to respond to evidence of non-compliance by a Member including SBT catch in excess of annual catch limits. Its primary response focus is to assist Members to achieve capacity to effectively comply with CCSBT obligations.

CCSBT の是正措置政策 (CPG3) は、メンバーによる非遵守（年間漁獲上限に対する SBT の過剰漁獲を含む）の兆候があった際に、これに対応する枠組みを規定したものである。初期の対応は、メンバーが CCSBT の義務を効果的に遵守する能力を有するよう支援することに焦点を合わせている。

2. Update on Indonesia's Implementation of its Payback and Management Plans

インドネシアによる返済計画及び管理計画に関するアップデート

2.1 Background

背景

Indonesia's reported SBT catch exceeded its Total Available Catch¹ in both its 2019 and 2020 fishing seasons². Its combined 2019 and 2020 over-catch was 456.584t. 2019年と2020年の両漁期²において、インドネシアの報告 SBT 漁獲量は同メンバーに対する総漁獲利用可能量¹を超過した。2019年と2020年を合わせたインドネシアの総過剰漁獲量は原魚重量で 456.584kg であった。

In October 2020, consistent with CPG3, Indonesia submitted an initial Payback Plan to repay its 456.584t over-catch at a rate of 91.8t per year between 2022 to 2026 inclusive. This plan

¹ Total Available Catch means a Member's Effective Catch Limit allocation for that quota year plus any amount of unfished allocation carried forward to that quota year; Effective Catch Limit means the Member's National Allocation plus or minus any agreed short-term changes to that allocation, for example temporary transfers and/or allowances 総漁獲利用可能量とは、当該割当年におけるメンバーへの有効漁獲上限としての配分量に、未漁獲の配分量として当該割当年に繰り越された一切の数量を加えたものをいう。有効漁獲上限とは、メンバーに対する国別配分量に、国別配分量に関して合意された一切の短期的な変更（例えば一時的な移譲又は漁獲枠の返済）にかかる調整を加えた数量をいう。

² Indonesia's fishing season starts on 1 January and ends on 31 December インドネシアの漁期は1月1日に開始され、12月31日に終了する。

was agreed by CCSBT 27³. Also in October 2020, Indonesia submitted a second plan to CCSBT 27⁴ describing management measures either already in place and/or that would be introduced to ensure that its 2021 SBT catch remained within its Total Available Catch Limit. 2020年10月において、インドネシアは、CPG3に従い、2022年から2026年にかけて毎年91.8トンの割合で同メンバーによる過剰漁獲量456.584トンを返済するための最初の返済計画³を提出した。また2020年10月において、インドネシアは、CCSBT 27に対し、2021年におけるSBT漁獲量を同メンバーに対する総漁獲利用可能量の範囲内に維持するための既に実施済及び／又は導入予定の管理措置について説明した第二の計画⁴も提出した。

Indonesia's 2021 Total Available Catch was 1,122.8t. Indonesia caught 1,122.715t of SBT in 2021, *i.e.* 0.085t less than its Total Available Catch, and accordingly submitted a slightly revised Payback Plan to CC16⁵ to repay its over-catch at a rate of 91.3t per year between 2022 to 2026 inclusive. This revised Payback Plan was subsequently agreed by CCSBT 28⁶ (**Attachment A**) and is currently in place.

インドネシアの2021年における総漁獲利用可能量は1,122.8トンであった。インドネシアは、2021年に1,122.715トンのSBTを漁獲し（すなわち同メンバーに対する総漁獲利用可能量を0.085トン下回った）、またこれを踏まえて、同メンバーの過剰漁獲量に対する2022年から2026年の期間における各年の返済量を91.3トンとする修正返済計画を提出した。CCSBT 28は当該修正返済計画（別紙A）に合意し、現在はこれが発効している。

2.2 Update on Indonesia's Payback and Management Plans

インドネシアによる返済計画及び管理計画に関するアップデート

With regard to the implementation Indonesia's Payback Plan (**Attachment A**) the Secretariat understands that:

インドネシアによる返済計画（別紙A）の実施状況に関して、事務局の理解は以下のとおりである。

- After taking into account its 2022 payback instalment (91.3t), Indonesia's Total Available Catch for 2022 is 1,031.5t⁷; and 2022年の返済（91.3トン）を踏まえると、2022年におけるインドネシアの総漁獲利用可能量は1,031.5トン⁷である。
- According to monthly catches submitted for January to July 2022 inclusive, Indonesia's total reported SBT catch for 2022 to date is 471.355t. Therefore, Indonesia's 2022 SBT catch currently remains within its 2022 Total Available Catch

³ Refer to Attachment 8 of the 27th Meeting of the Extended Commission (EC 27's) [report](#) 第27回拡大委員会合報告書別紙8を参照

⁴ Refer to Attachment 9 of the 27th Meeting of the Extended Commission (EC 27's) [report](#) 第27回拡大委員会合報告書別紙9を参照

⁵ Refer to paper [CCSBT-CC/2110/19](#) (modified table in part "b" of paper) – the modification was to repay Indonesia's over-catch at a rate of 91.3t per annum between 2022 – 2026 (rather than the original 91.8t per annum) 文書 [CCSBT-CC/2110/19](#) を参照（同文書パート「b」の表の修正）。インドネシアによる過剰漁獲量に対する2022–2026年における毎年の返済量を（各年91.8トンではなく）91.3トンに修正した。

⁶ Paragraphs 69 and 75 of EC28's [report](#) EC28 報告書パラグラフ69から75を参照

⁷ Calculated by taking Indonesia's Effective Catch Limit for 2022 (1,122.8t), and then subtracting Indonesia's payback for 2022 (91.3t), resulting in 1031.5t of Total Available Catch for 2022 2022年におけるインドネシアの有効漁獲上限（1,122.8トン）を計算した後に2022年のインドネシアによる返済量（91.3トン）を差し引くと、2022年の総漁獲利用可能量が1,031.5トンになる。

Limit of 1,031.5t (Table 1). The Secretariat expects to receive Indonesia’s monthly catch data for August before CC17 and will verbally report on any available updates. 2022年1月から7月までの期間に提出された月別漁獲報告によれば、2022年の現時点までにおけるインドネシアの総報告 SBT 漁獲量は 471.355 トンである。このため、2022年におけるインドネシアの SBT 漁獲量は、現時点では同メンバーに対する 2022年の総漁獲利用可能量である 1,031.5 トンに収まっている (表 1)。事務局は、CC 17までにインドネシアによる 8月の月別漁獲報告を受領することを見込んでおり、更新情報があれば口頭で報告する予定である。

Table 1
表 1

2022- Indonesia 2022年ーインドネシア	Unit: Tonnes 単位：トン ⁸
A. Total Available Catch (t ⁸) 総漁獲利用可能量 (トン)	1,031.500
B. Reported Catch (t ⁸) – up until 31 July 2022 報告漁獲量 (トン) – 2022年7月31日まで	471.355
Difference (A - B) (t⁸) 差分 (A - B)	560.145

With regard to Indonesia’s Management Plan:

インドネシアの管理計画に関しては、

- Indonesia submitted an updated management plan to CC16, noting its implementation progress (paper [CCSBT-CC/2110/20](#)). This annotated plan is provided for reference at **Attachment B**.
インドネシアは、同メンバーによる計画の進捗状況を含む管理計画の更新版を CC 16 に提出した (文書 [CCSBT-CC/2110/20](#))。この注釈付き計画を別紙 **B** に示した。
- The Secretariat confirms that it received item 8 of this management plan, “Catch analysis by fishing area”, on 1 August 2022 (paper CCSBT-ESC/2208/Info 01).
事務局は、同管理計画の事項 8「漁業海域別漁獲量解析」を 2022年8月1日に受領したことを確認する (文書 CCSBT-ESC/2208/Info 01)。
- Indonesia has indicated that it will provide a further updated management plan to CC17.
インドネシアは、CC 17に対してさらに更新した管理計画を提出する意向を示している。

3. Update on South Africa’s Plan to Address its Non-compliance

南アフリカの非遵守に対応するための同メンバーの計画に関するアップデート
CC16 recommended that South Africa develop a plan together with associated timeframes to address the issues of non-compliance identified by CC16 on a step-by-step basis to be provided as soon as practical and no later than CC17. This recommendation was endorsed by CCSBT 28 as well as slightly modified to note that specific Members (Australia and New Zealand) had offered to provide assistance to South Africa.

⁸ Whole weight 原魚重量

CC 16は南アフリカに対し、CC 16により特定された非遵守の問題に段階的に対応していくための計画（実施スケジュールを含む）を策定し、可能な限り速やかに、かつCC 17よりも前にこれを提出するよう勧告した。この勧告はCCSBT 28によって承認され、また特定のメンバー（オーストラリア及びニュージーランド）が南アフリカに対する支援の提供を申し出ていることに言及する形で微修正された。

The Secretariat wrote to South Africa on 26 October 2021 (with reminders in February and June 2022) to advise South Africa of the matters on which it had been found non-compliant and to request that South Africa provide its plan within the timeframe specified by CCSBT 28.

事務局は、南アフリカに対し、非遵守が確認された南アフリカの問題について伝達するとともに、CCSBT 28が勧告した同メンバーによる計画（実施スケジュールを含む）の提出を要請するための書簡を2021年10月26日に送付した（2022年2月及び6月にリマインダーを送付した）。

Issues of non-compliance discussed at CC16 and noted in the Secretariat's letter included that:

CC 16において検討され、かつ事務局からの書簡の中で言及された非遵守問題は以下のとおりである。

- South Africa had not provided data for the ERSWG Data Exchange for the last two years (2020 and 2021) and no data for the Scientific Data Exchange in 2021. South Africa also did not submit a National Report to the Extended Scientific Committee (ESC) in 2021.
南アフリカは過去2年（2020年及び2021年）のERSWGデータ交換に対してデータを提供しておらず、また2021年の科学データ交換に対してデータを提供しなかった。また南アフリカは、2021年の拡大科学委員会（ESC）に対する国別報告書を提出しなかった。
- South Africa had been very late with some of its other information submission requirements, including some CDS documents being overdue by six months and port inspection reports often being up to a year late.
南アフリカによるその他の情報の提出要件の一部に大幅な遅延があった（一部のCDS文書は提出期限を6ヶ月超過し、港内検査報告書の多くが1年遅れて提出された）。
- South Africa had often used CDS CMFs⁹ and Processed Codes that were superseded eight years ago.
南アフリカは、8年前に失効しているCDSのCMF様式及び製品タイプコードを頻繁に使用した。
- There was uncertainty regarding South Africa's total Southern Bluefin Tuna (SBT) mortalities as the CDS estimated catch was substantially higher than the catch reported in South Africa's National Report and Monthly Catch Reports. This had been the case for the past three seasons¹⁰.
CDSから推定された漁獲量は南アフリカ国別報告書及び月別漁獲報告を通じて報告された漁獲量を大幅に上回っていることから、南アフリカによる総み

⁹ Catch Monitoring Forms 漁獲モニタリング様式

¹⁰ The 2018, 2019 and 2020 seasons 2018、2019及び2020年漁期

なみまぐろ（SBT）死亡量には不確実性がある。これは過去3漁期に該当する¹⁰。

At the time of finalising this paper the Secretariat had not yet received any documentation pertaining to South Africa's plan. However, the Secretariat can advise that key South African personnel visited Canberra, Australia during August 2022, in particular to:

本文書を最終化した時点において、事務局は南アフリカの計画に関する文書を何ら受領していない。しかしながら、事務局は、特に以下を目的として南アフリカの担当者が2022年8月にキャンベラ（オーストラリア）を訪れたことを報告する。

- Discuss South Africa's CDS issues with the CCSBT Compliance Manager, and 南アフリカのCDSに関する問題について、CCSBTコンプライアンス・マネージャーと議論すること。
- Meet with Australian officials to gain an understanding of Australia's Catch Documentation Scheme (CDS) systems and processes, with a view to considering how South Africa might improve its own systems and processes. 南アフリカが自国の制度及びプロセスをどのように改善し得るかを検討する観点から、オーストラリアの漁獲証明制度（CDS）システム及びプロセスについて理解するべくオーストラリアの担当者と対面すること。

4. Summary

総括

CC17 is invited to:

CC 17は以下を招請されている。

- Review the information provided on Indonesia's implementation of its payback and management plans and advise CCSBT 29 on the effectiveness of these plans to date, and propose associated recommendations if appropriate, and インドネシアの返済計画及び管理計画の実施状況に関して提供された情報をレビューし、CCSBT 29に対し、これらの計画にかかる今日までの有効性について助言するとともに、必要に応じて関連する勧告を行うこと。
- Review any plan and/or other relevant information provided to CC17 by South Africa to address its non-compliance as identified by CC16 and make recommendations to CCSBT 29 regarding next steps. CC 16において特定された南アフリカの非遵守に対応するために同メンバーがCC 17に提出した計画及び／又は関連情報をレビューし、CCSBT 29に対し、次のステップに関する助言を行うこと。

Prepared by the Secretariat

事務局作成文書

INDONESIA'S AGREED PAYBACK PLAN

インドネシアに関して合意された返済計画

(Source: Para 69, Table 3 of Report of EC of CCSBT 28)

(出典：CCSBT 28 に付属する拡大委員会報告書パラグラフ 69、表 3)

Gradual Pay Back for Indonesia's Over-catch of 2019 – 2020

インドネシアによる 2019–2020 年の過剰漁獲に対する段階的返済

TAC 2020 after pay back 返済後の 2020 年の TAC	Total catch 2020 2020 年の総漁 獲量	Final total over- catch 2020 2020 年の最終 的な過剰漁獲 量	Gradual Pay Back (5 years) 段階的返済 (5 カ年)	
			Year 年	Pay Back 返済量
841t	1,298t	457t	2022	91.3 t
			2023	91.3 t
			2024	91.3 t
			2025	91.3 t
			2026	91.3 t

インドネシアにおける2021年の漁獲量をTAC内に維持するための作業計画

番号	活動	説明	機関／関係者	期間	アップデートの説明
1	国別クオータの配分に関する国内政策	インドネシア政府は、SBTクオータを漁業団体に対して割り当て、漁業団体がそれぞれのメンバーに対してクオータを配分する。	DGCF-MMAF	2015年以降	インドネシア政府は、SBTクオータを漁業団体に対して割り当て、漁業団体がそれぞれのメンバーに対してクオータを配分する。漁獲割当の国内的な分配の法的根拠は、2021年5月27日付2021年奨励第40号である。
2	CDSアプリケーションシステム	クオータ期間を導入し、インドネシアCDSシステムの下に翌年の過剰漁獲を防止する。	DGCF-MMAF	2015年以降	クオータ期間を導入し、インドネシアCDSシステムの下に翌年の過剰漁獲を防止する。インドネシア政府は、次の収穫年の開始前に、団体及び漁業会社に対して漁獲能力削減について情報提供している。
3	オブザーバーカバー率	オブザーバーカバー率を改善する。	DGCF, RITF 及びまぐろ漁業協会	2021年	2020年において、観察されたまぐろはえ縄漁船は2隻であった。一方、2021年（1-8月）においては、観察されたまぐろはえ縄漁船は12隻であった。
4	早期警鐘システム	過剰漁獲を回避するため、早期警鐘システムとして、漁業団体及び漁業会社に対してSBTの漁獲状況を定期的に通知する。漁獲クオータ／船舶に対する報奨及び制裁を適用する。	DGCF及びまぐろ漁業協会	2021年（第1四半期に開始）	DGCFは、クオータ保持者に対して、四半期ごとに定期的な情報通知を行うための早期警報システムを導入している。また、過剰漁獲を回避するため、DGCFは、SBT漁獲量が上限の90%に達した／近づいた時点で追加的な通知レターを発出している。また、漁期の残り期間におけるSBTの漁獲

番号	活動	説明	機関／関係者	期間	アップデートの説明
					の削減／停止や漁獲水準の日別情報のリマインドを行っている。
5	標識装着の管理	漁港での標識装着を削減する。	DGCF及びまぐろ漁業協会	2021年	港での標識装着に関する規定にかかるまぐろ漁業団体やクオータを保有する漁業会社への定期的な情報発信による港内での標識装着活動の低減
6	電子ログブック	総トン数30トン以上のLL漁船では義務、総トン数30トン未満では任意となっている電子ログブックの実施を改善する。	DGCF及びまぐろ漁業協会	2019年以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年には221隻のインドネシア漁船がCCSBT許可船舶記録に掲載され、そのうち84隻（総トン数30トン以上）が電子ログブックを導入している。 ・ 2020年には250隻のインドネシア漁船がCCSBT許可船舶記録に掲載され、そのうち174隻（総トン数30トン以下が23隻、30トン以上が151隻）が電子ログブックを導入している。 ・ 2021年（1－8月）には251隻のインドネシア漁船がCCSBT許可船舶記録に掲載され、そのうち191隻（総トン数30トン以下が45隻、30トン以上が146隻）が電子ログブックを導入している。
7	電子モニタリング	支援／運搬船及び総トン数100トン以上のはえ縄漁船に対する電子モニタリング	DGCF及びまぐろ漁業協会	2021年	作業スペースやオブザーバー向けの施設が十分でないことから小型はえ縄漁船へのオブザーバーの配乗は相対的に困難である。解決策として、これらの漁船の活動を監視するための電子モニタリングシステムの活用が検討されている。

番号	活動	説明	機関／関係者	期間	アップデートの説明
8	漁業海域別の漁獲量解析	SBTが領海、群島海域、インドネシアEEZ又は公海のいずれで漁獲されたのかを特定するためのSBT漁獲物に関するデータ解析。データ解析は、CDS、漁業ログブック、電子モニタリング及びVMSデータといった様々なデータを重ね合わせて実施される。	DGCF, RITF	2021年	SBTが領海、群島海域、インドネシアEEZ又は公海のいずれで漁獲されたのかを特定するためのSBT漁獲物に関するデータ解析。データ解析は、CDS、漁業ログブック及びVMSデータといった様々なデータを重ね合わせて実施される。
9	市場取引データ	全ての市場データソースの統合	DGCF, DGPCMF, AFQ, PUSDATIN, 統計局、税関	2021年	MMAFは、インドネシア統計局及びインドネシア税関を含む国内の輸出まぐろデータの関係機関との協議を行っている。協議の結果については文書として遵守委員会に提出した（COMTRADEとインドネシアCDSデータとの間の不調和に関するさらなる調査）
10	まぐろはえ縄漁船に対する漁業改善計画（FIP）	<ul style="list-style-type: none"> オブザーバーカバー率の改善 データ収集の改善 ERSの混獲緩和 政府が取締りを行うまぐろはえ縄漁業に関する規制の遵守の改善 	まぐろ漁業協会	2021年	<ul style="list-style-type: none"> まぐろはえ縄に関するFIPは、SBTを漁獲する漁船又はCCSBT登録漁船に限定されたものではない。 2021年9月1日時点で、318隻のはえ縄漁船が当該FIPのメンバーとなっている。オブザーバーが配置された船舶は21隻に及ぶ。 データ収集の改善。2021年には、ワンデータシステムが雇用した約5,210人の調査員がイン

番号	活動	説明	機関／関係者	期間	アップデートの説明
		<ul style="list-style-type: none"> 遵守を確保するための漁業業界に対するトレーニング及び／又は注意喚起活動の実施 			<p>ドネシア全土に配置された。2019年（4,937人）よりも6%増加した。一方、2020年のデータ収集のためにサンプリングされた機関は198箇所であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ERSの混獲緩和。まぐろ協会は、FIPに参加している漁業会社に対してERSの混獲緩和に関するトレーニングを実施した。 政府が取締りを行うまぐろはえ縄漁業に関する規制の遵守の改善。政府は、まぐろ協会と協力し、定期的にクォータを保有する会社に対する普及啓発を行っている。 遵守を確保するための漁業業界に対するトレーニング及び／又は注意喚起活動の実施。実施されたトレーニングのリストを別添に示した。

注記:

MMAF = 海洋水産省、DGCF = 捕獲漁業総局、DGMFRS = 海洋水産資源取締総局、DGPCMF = 海洋水産製品競争力総局、DGSMFR = 海事及び漁業資源取締総局、AFQ = 水産物検疫・品質管理・安全性管理庁、Indonesian Custom = 税関総局、BPS = インドネシア統計局、PUSDATIN = 海洋水産省インドネシア統計局データ・統計・情報センター、RITF = 海洋水産省まぐろ漁業研究所、ATLI = インドネシアはえ縄まぐろ協会